

大阪府立桜塚高等学校広告等掲載要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）、大阪府広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）及び大阪府ホームページ広告掲載要領（以下「掲載要領」という。）に定めるもののほか、大阪府立桜塚高等学校ホームページ（以下「桜塚高校ホームページ」という。）における広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第 2 条 桜塚高校ホームページに掲載する広告は、バナー広告（桜塚高校ホームページ内に表示される広告画像で、掲載者の指定する WEB ページにリンクするものをいう。）

(広告の掲載位置及び枠数)

第 3 条 桜塚高校ホームページにおいて広告を掲載する位置及び広告の枠数は、大阪府立桜塚高等学校校長（以下「校長」という。）が定める。

(掲載可能な広告等の範囲)

第 4 条 次のいずれかに該当する広告等は掲載できない。

- (1) 要綱第 3 条、掲載基準及び掲載要領を逸脱するもの
- (2) 青少年の健全な育成を阻害し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 教科用図書の発行者
- (4) 学習塾、私立学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。）その他これらの業種に準じるもの
- (5) 桜塚高等学校の運営に支障をきたすものと校長が判断したもの
- (6) その他、校長が不相当と認めたもの

(広告掲載の決定)

第 5 条 広告の掲載申し込みがあったときは、事務部長、教頭、首席が内容を審査した後、校長が広告の掲載の可否を決裁する。

2 校長は、前項の規定により掲載の可否を決定したときは、申込者に対し、その決定の内容を通知する。

(広告掲載期間及び広告掲載料)

第 6 条 広告掲載期間は原則として年度単位の 1 年間とし、広告掲載期間開始日が年度途中である場合は、広告掲載期間最終日は、当該年度の末日とする。

2 広告掲載料は月額 3,000 円とする。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、広告等の掲載に関し必要な事項は、校長が定める。

附則

この要領は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。